

会 議 録

1 会議名

令和2年度 第11回高田区地域協議会

2 議題（公開・非公開の別）

- (1) 自主的審議事項「稲田橋付近の河川敷の土砂の撤去について」（公開）
- (2) 自主的審議事項「高田区における“内水ハザードマップ”作成及び住民への周知について」（公開）
- (3) 自主的審議事項「高田区地域協議会における地域活動支援事業の審査採択等を行うことの見直しについて」（公開）
- (4) 令和3年度 地域活動支援事業 採択方針等の検討について（公開）
- (5) 高田区地域協議会への諮問について（公開）
- (6) 令和2年度 地域協議会の活動計画について（公開）

3 開催日時

令和3年2月1日（月）午後6時30分から午後7時55分まで

4 開催場所

福祉交流プラザ 第1会議室

5 傍聴人の数

5人

6 非公開の理由

—

7 出席した者（傍聴人を除く）氏名（敬称略）

- ・ 委 員：飯塚よし子、浦壁澄子、小川善司、北川 拓、栗田浩子、小嶋清介
佐藤三郎、澁市 徹（副会長）、杉本敏宏、高野恒男（副会長）、冨田 晃
西山要耕、廣川正文、本城文夫（会長）、松矢孝一、宮崎 陽、村田秀夫
茂原正美、吉田昌和 （1人欠席）
- ・ 事務局：南部まちづくりセンター：堀川センター長、小池係長、田中主任

8 発言の内容

【小池係長】

- ・ 現時点では、17人の出席があり、上越市地域自治区の設置に関する条例第8条

第2項の規定により、委員の半数以上の出席を確認、会議の成立を報告

- ・同条例第8条第1項の規定により、議長は会長が務めることを報告

【本城会長】

- ・会議の開会を宣言
- ・会議録の確認：高野副会長、廣川委員

次第2「議題等の確認」について、事務局に説明を求める。

【堀川センター長】

- ・資料により説明

(栗田委員到着)

【本城会長】

「議題等の確認」について質疑等を求めるがなし。

—次第3議題（1）自主的審議事項「稲田橋付近の河川敷の土砂の撤去について」—

【本城会長】

次第3議題（1）自主的審議事項「稲田橋付近の河川敷の土砂の撤去について」に入る。

前回の会議での協議を踏まえ、正副会長で市宛ての要請書案を作成した。

資料No.1「稲田橋付近の河川敷の土砂の撤去に関する関係機関への要請について(案)」の内容について意見のある委員の発言を求めるがなし。

次に、市へ要請書を発出するかどうか、意見のある委員の発言を求めるがなし。

正副会長案のとおり市に発出してよいかを諮り、委員の了承を得る。

また、発出日については正副会長に一任としてよいかを諮り、委員の了承を得る。

以上で次第3議題（1）自主的審議事項「稲田橋付近の河川敷の土砂の撤去について」を終了する。

—次第3議題（2）自主的審議事項「高田区における“内水ハザードマップ”作成及び住民への周知について」—

【本城会長】

次に次第3議題（2）自主的審議事項「高田区における“内水ハザードマップ”作成及び住民への周知について」に入る。

前回の会議での協議を踏まえ、正副会長で市宛ての意見書案を作成した。

資料No.2「高田区における『内水ハザードマップ』作成及び住民への周知について（意見書）（案）」の内容について意見のある委員の発言を求めるがなし。

次に、市へ意見書を発出するかどうか、意見のある委員の発言を求めるがなし。

正副会長案のとおり市に発出してよいかを諮り、委員の了承を得る。

また、発出日については正副会長に一任としてよいかを諮り、委員の了承を得る。

以上で次第3議題（2）自主的審議事項「高田区における“内水ハザードマップ”作成及び住民への周知について」を終了する。

一次第3議題（3）自主的審議事項「高田区地域協議会において地域活動支援事業の審査採択等を行うことの見直しについて」――

【本城会長】

次に次第3議題（3）自主的審議事項「高田区地域協議会において地域活動支援事業の審査採択等を行うことの見直しについて」に入る。

前回の会議では、地域協議会が地域活動支援事業の審査・採択等を行うことについて、自主的審議事項として話し合うこととなった。資料No.3「令和2年度第10回高田区地域協議会における地域活動支援事業の審査、採択等に関する主な意見」は、前回の会議において委員から出された主な意見をまとめたものである。資料No.4「地域協議会が地域活動支援事業の審査等を行うことについて」は、令和3年度の地域活動支援事業の審査・採択のルールに関して令和3年1月5日までに2人の委員から出された意見をまとめたものである。いずれも次の議題に入る前に整理したい。

意見を出した委員から説明を受けた上で、この件を進めてよいかを諮り、委員の了承を得る。

まず、澁市副会長より説明を求める。

【澁市副会長】

資料No.4に別添のとおり、令和3年1月4日付けで市の自治・地域振興課長宛てに質問書を出した。

自主的審議事項の提案書に記載していること以外に疑問があり質問書を出した。この回答は本日、市の担当者より説明してもらっている。

重要な点が2つある。1つ目に、市は地域活動支援事業の採点作業等を地域協議会に委託しているといっているが、私の理解では上越市地域自治区の設置に関する条例第7条第1項では、「地域協議会の任務は案件について話し合い意見をまとめ、そしてそれを述べること」と書いてあるので、採点作業等の委託は含まれないのではないかと考えた。

2つ目に、この採点作業等は、市の条例で定める地域協議会の仕事ではないのではないかと考えている。実際、この地域活動支援事業は平成22年に始まり、条例は平成20年、地域協議会も平成20年にできた。よって条例には地域活動支援事業のことは一言も書いていない。現在の市長が公約で掲げて当選してから、急遽地域活動支援事業が始まったと聞いている。その経緯については提案書に書いたが、諮問事項の場合は、市長から「これについて条例7条第2項の規定により諮問します」となっているが、地域活動支援事業についてはそういう文書が一切出てこない。これはおかしいと思い疑問を呈した。

質問書についての市の回答を聞いて、再度、皆さんと話し合いたいと思う。

【富田委員】

質問書には「澁市副会長」と記載されている。これが「澁市委員」個人であれば理解できるが、副会長という組織の代表としての形で質問している。組織で動いているのか、個人で動いているのか。こういった質問をする際は、はっきりしてもらわなければ自治・地域振興課長や市も答えにくいと思う。

【本城会長】

実は、令和3年1月7日の正副会長会議でも、個人が市に直接質問をすることのルールが過去にあったかどうかについて確認をした。そして、そのことが前例にならないようにということで、前回の会議で市の担当者から受けた説明等も踏まえ、こういった質問書を個人でやりとりすることについていかなものかとの議論が

あった。

今ほど富田委員が発言したように、澁市副会長は「副会長」の名前で質問を出しており、自分も後から知った話であった。事前にこの資料が出てきていなかったため事務局に確認したところ、資料では1月4日付であるが、正式に自分のもとには1月7日に届いた。自分もその辺がルールとしてどうなのか疑念があり、また過去のことがよくわからなかったため、高野副会長等の意見も聞いて、取り扱いについてのルールはどうかということのを他の委員にも諮らなければならないという思いがあった。そして本日、市より説明・回答を求める形が、果たしてよいのかどうか戸惑った。そのため、今は留保させてもらい、今回のことに対する取り扱いも含め各委員の考えを聞きたいと思っている。

西山委員からも意見が出されているが、本日は所用があり会議に遅れている。到着次第、西山委員からも説明を求めたいと思っている。西山委員からは、「自主審議が提出され、協議することが決定している。まずは、内容の検討・協議を最優先する。もし結果的に委員以外の人（市関係者等）が審査をする意見書・要望となる場合は、その結果が市から戻って来るまでは、この内容（実施方法の見直し等）の議論をすべきではないと思う。また、委員以外の人採点者になる場合は、当然、募集・採択等の決定にタッチしないのが当たり前であると考え。」との意見が出ている。

この審査・採択のルールに関する意見について、他の委員より意見を求めたい。そのような進め方でよいかを諮り、委員の了承を得る。

今回の質問書は高田区地域協議会の意見としてまとめているわけではない。そういった経過や過去の事例等も含めて、意見を求めたいと思う。本日、市から地域協議会に来てもらい回答・説明等を受けることは留保したいと思う。委員の意見として、市からの回答・説明等が必要ということであれば考えなければならないが、今回はまず各委員の意見等を確認しながら進めていきたい。高田区地域協議会として、地域のために地域活動支援事業の審査・採択をすべきかどうかについて、他の委員の率直な意見を聞きたいと思う。

高野副会長より順に発言を求める。

【高野副会長】

これは澁市副会長が直接個人的に市に質問を出したものであり、高田区地域協議会として出したものではない。それを地域協議会の中で議論することは違うと考える。

【飯塚委員】

自分は議論してもよいと思う。それで地域活動支援事業のことにも結びついていくと思う。

(西山委員到着)

【本城会長】

西山委員が到着したため、意見について説明を求める。

【西山委員】

高田区の地域活動支援事業の審査・採択について自主的審議に係る提案が提出され、前回の会議で審議することが決定している。まずルールの見直しの前に、地域協議会が地域活動支援事業の審査・採択をするかどうか大きなポイントになっていたと思う。そのため、もし、本日の議論で委員が審査をしないということになった場合、自分たちがルールを決定すること自体が根本的におかしな話である。誰が代わって審査をするかにもよるが、市の職員や専門の人が審査をするにしても、その人たちがルールを決めることが1番だと思う。そのため、市から回答が来るまではこのルールの見直し等は基本的にはできないと思っている。そこを誤ってはいけないと思いこの意見を出した。

また、今回の案件について、ひとつ気になったことを確認したい。澁市副会長より自治・地域振興課長に対してこの質問書が提出されたが、自主的審議事項として協議することが決定した段階になれば、個人の意見ではなく地域協議会の意見として進めていくという流れになっていたと思う。そのため、個人が誰かに聞くことはおかしいと思う。

自分が前期に地域協議会長を務めていた際、ある団体から意見が来た。時間がなかったため正副会長で相談をして返事を出してミスをしたことがある。その時委員から「そのやり方はおかしい」といわれた。時間がかかってもよいので、このような文書を外部に出す場合はまずそれについて承諾を得てから地域協議会名で出すべきと言われた。そういった意見を多くの委員より指摘され、本当に勉強になった。

自分でも気がつかなかったため、その時は本当に反省した。

「会長だから」「副会長だから」意見を出すのではない。地域協議会は20人いるのだから、20人の了承を得てからそういったものを出してほしいといわれ、今でも本当に自分のためになったと思っている。

自分はこの質問書を見ておらず、また会議の中で話し合いもしていなかったと思う。もし本当に必要であれば、全員で一度話し合いをしてから出した方がよいのではないか。それが地域協議会のルールだと思っている。

【本城会長】

今ほど西山委員より、澁市副会長の市宛ての質問書に対し、当地域協議会に諮られたものを出すという趣旨、過去のルールについて発言があった。

確かに、地域協議会での協議を経て委員の一致した意見として市に提出したわけではなく、あくまでも個人的な見解として出されている。市として回答をするにしても、やはり公な形のやりとりになり、慎重な回答にならざるを得ないと思う。そのため、本日は市に出席依頼をしなければならぬと正副会長会議で話をした。

しかしその前に、この問題のルールについて整理しておかなければならないと思った。令和3年度の地域活動支援事業の採択をするかどうかという問題も内容的に包含された質問書である。そういった意味では、大変重要な地域協議会の役割の問題であるため、各委員の意見を聞かなければいけないと思っている。

すでに高田区地域協議会だよりも各町内会に回覧され、令和3年3月8日に地域活動支援事業の事前説明会を開催することを発信している。そういったことも含めて時間的な問題もあり、令和3年度の審査・採択のルールそのものを決めていかなければならない。この問題で市とやりとりすることになると前に進まないのではないか。地域協議会として臨時会等を何度も開催できれば別であるが、今、市から回答を得て議論をすることは時間的にも無理ではないかと考える。

前回の会議で市の回答は直接聞いている。そういったやりとりも含めて、この問題について各委員がどのような考えを持っているか、整理をさせてほしい。

浦壁委員より順に発言を求める。

【浦壁委員】

澁市副会長の意見については、言わんとしていることは理解できる。しかし、個

人的に副会長の名前で市に直接質問書を出すことの是非については問題があると思う。地域協議会で決められたことについては会長名ですべきであり、一個人・一市民の立場で出すのであれば「地域協議会副会長」の名前を出すのではなく、オンブズマン等の機関を通して自分の意見を表明すべきである。この地域協議会の問題として、取り扱うことはおかしいと思う。

【小川委員】

自分も浦壁委員の意見に賛成である。前回の会議録を確認したが、澁市副会長の意見は「そもそも論」だと思う。地域協議会の仕組み自体に立ち戻って議論する必要はない。自分は当初よりこの地域協議会に携わってきたが、あくまでも市民目線・住民目線で、この高田区にある価値をどのように維持していくかを議論しながら、まずはランドデザインを明確にする。それを維持するために、その考えに基づいて地域活動支援事業の審査・採択をして、思いを同じにする活動に自分も参加をして、あるいは自分が会を立ち上げて活動する。そういったことがこの地域協議会の使命だと思う。そのため、澁市副会長は意見があるのであれば、別にグループ等を作って議論をすればよいと思う。この地域協議会で議論する必要は全くないと思う。

【北川委員】

自分も小川委員と同じである。地域活動支援事業の審査については、地域協議会委員の手引きにも委員の役割として記載されている。それを承知で委員になっている。「審査をしなければならぬ根拠を示せ」ということだと思うが、自分としてはどうということかと正直思っている。

地域活動支援事業の制度や地域協議会自体に関わる根本的なことについて、地域協議会の場で議論すべきなのか。限られた時間の中で、他に地域の課題解決やまちづくり、地域活性化等、そういったことに時間を費やすべきだと思う。地域住民も澁市副会長が出したような提案を期待しているとは思えない。もっと活気あるまちづくり等に期待を寄せていると思う。「審査をしたい委員」と「審査を辞退する委員」とで分け、審査を辞退する委員はこの場で表明し、市の依頼に協力できる委員のみで審査をすることでもよいと思う。

【栗田委員】

地域協議会委員は1年目であるため、よくわからないことが多い。実際に地

域活動支援事業の審査を初めてやってみたがとても難しかった。できることであれば、この重荷から解放された方がありがたいというのが正直なところである。

しかし、それが地域協議会委員の仕事として割り当てられた1つだということであれば、考えながら採点することは、やらなければならないことだと思っている。

【小嶋委員】

当然、地域活動支援事業の審査・採択をすることを承知で委員になっている。

地域活動支援事業は今回が初めてではなく、これまでも審査・採択してきている。その中で、それについて市に言うことではないと思う。委員になるからには、この地域をどのように盛り上げていくのかは大事なことだと思う。少子高齢化の中それをどのように盛り上げていくかだと思う。

【佐藤委員】

今回の件については、地域協議会として取り扱わなくてよいと思う。

【杉本委員】

自主的審議事項については自分も2つ提案し、意見書等を出すとの話にまとまった。自分は提案しただけであり、最後まで責任を持つ話ではない。提案して地域協議会で審議すると決まった段階で、自分の手から離れているという認識である。皆で協議をするとなった段階で、何かをやる場合は皆で協議をして結論を出し、そして代表者名で行動することが普通の会議のルールだと思う。ここはそのような形で処理をして、そこに戻していくということが大事だと思う。問題は、実際に出されてしまったものを、この後どう処理するかだと思う。「ルールに合っていなかったため撤回します」といわれても、受け取った側からすれば「わかりました」とはならないと思う。そこをどう対応していくかについては、正副会長には重たい荷物を覆いかぶせるようだが、検討が必要になるとしている。

【富田委員】

自分は最初から反対である。杉本委員の発言にもあったが、自主的審議事項として決まったことであり、市も他の委員も認めていると思っていた。

1月中にいろいろと勉強をし、今回発行された高田区地域協議会だより第44号も熟読した。高田区の地域活動支援事業には、これまでに264件の応募があり、採択された事業は200件、採択額は1億3,500万円であった。例年、団体・

グループは大体10数団体が提案している。これらをいろいろと見てみると、この高田区はいろいろなチームでやっている。それに対して、今回の件はこういったことに水をかけるのではないかと非常に危惧している。すでに10年間行っている。本当に高田区の住民は素晴らしいと思う。あとはこれを、もっともっと広げる。この地域活動支援事業という事業を自分はこの歳になるまで知らなかった。地域協議会に入って知った。それをどうやって広めていけばよいかなど、もっと前向きな意見について協議してはどうかと思う。

最後になるが、杉本委員の発言は非常によい指摘だと思う。最初に澁市副会長に対して強烈な言い方をしたが、ルールは非常に厳しい。今回も澁市副会長が数年間ルールを調べ、やはりおかしい。これはきっちりとしたほうがよいという考えはあると思う。しかし、今の時期ではなく、また自主的審議事項にするかどうかは別である。自分も法律等いろいろと見たが、別の解釈がある。澁市副会長なりの法律の解釈もあるが、自分も自分なりの解釈がある。そういったことを闘わせて、自主的審議事項として最後に結論を出してもよいと思う。例えば6月以降、3か月から4か月程の期間をかけて、じっくりとやらなければいけないと思う。簡単に1か月程で、採択しなければならないと出して出せるものではない。

【西山委員】

この自主的審議事項の件について、もし高田区で「地域活動支援事業の審査・採択等をやりたくない」と出して市長が承諾した場合、自分たちは委員を解任されるのか。地域活動支援事業の審査・採択をすることが条件で、全員が応募していると思う。それをやらない、やりたくないといった場合は、応募方法に自分たちが見合っていないことになる。地域を知ることも含めて、地域活動支援事業の審査・採択は行った方がよいと思っている。

また、会議の進め方としては、ルールに則って皆で話し合い、1つ1つの答えを出していけば、これからもまたよい議論ができると思っている。

【廣川委員】

自分は地域協議会委員が1年目であるため、こういうものだと思い、いろいろと教えてもらいながら審査等を行ってきた。他の区の地域協議会ではちゃんと審査をしているにも関わらず、条例等でそれが我々の任務だと決められていないからといっ

て、ここでやめることは、高田区のみ審査をしないことになりおかしい。高田区の地域協議会委員はさぼっていると思われてしまうように思う。

また、自分たちが委員になる際、こういった仕事があると説明を受けながら進めており、まだ1年目が終わっていない。1年目が終わり、大体こんな感じでやればよいのかと思いながら、2年目以降もさらにいろいろな地域の問題等について、アンテナを高くしながら、少しでもよりよい・住みやすい区になるように進められると思っている。進めてきたことを大事にしていけばよいのではないか。

【松矢委員】

まず1点目。委員に配布されている「上越市地域協議会委員手引き」は、委員にとって憲法のようなものである。そこに地域活動支援事業における地域協議会の役割が記載されている。これには「地域協議会は、各区で事業採択の考え方や審査方法を決定し、提案された事業の審査を行います」と記載されている。条例がどうかといった意見があるかもしれないが、委員にとっての憲法にはこのように記載されている。そのため、我々は審査すべきだと思う。市から委託された、されないではなく、我々自身が高田区で提案された活動支援事業を審査することだと自分は理解している。

次に2点目。先ほど杉本委員の発言にあったこの扱いをどうするかであるが、個人的に市に出向きいろいろなことを聞くことは、勉強であるためよいと思っている。これはどういう意見か、どういう内容なのか等、いろいろ聞いてよいと思う。

ただ今回問題になっているのは、文書で、しかも副会長名で自治・地域振興課長に提出しているということである。後ほど澁市副会長の考えも聞かなければならないが、1つとしては、課長のもとに出向き、「申し訳ないが、取り下げさせてほしい」という手もあると思う。正式なものではなく、個人的に提出したものであるため、個人的に課長とやり取りをすればそれで済むと思う。

いずれにせよ、地域活動支援事業は委員で審査・採択すればよい。市から委託されて行うのではなく、我々自身が提案された事業内容を審査するということがよいと思う。

【宮崎委員】

前回の会議で、改めてこういった問題が出されて嬉しいとの発言をした。自分た

ちがこの地域活動支援事業について、考えることをせずにここまで来てしまったとの発言もした。

しかし、これはルールに関わってしまっている。送られてきた資料を見て、これは本物だと思った。組織の文書だと受け取った。そういった点では、正副会長と事務局は何をやっていたのかと今ほどの話を聞いていて思ってしまう。

正副会長と事務局は、こういった事態を招いたということを検討してほしい。文書で一度出したものであり、組織のものではないかと思ってしまう。

【本城会長】

冒頭でも説明したように、正副会長会議で話をした際に、会長である自分も知らない文書が副会長名で提出されていることについて、いかがなものかということを実副会長で相談している。そのため、本日地域協議会に諮り、他の委員の意見を聞きたいと思っている。正副会長や事務局の責任という問題ではなく、地域協議会でそういったことを共有してほしいとの思いで進めている。

宮崎委員の意見は分かったが、決め付けないでほしい。正副会長や事務局が悪い、勉強不足ということではないと思う。

【宮崎委員】

悪いといっているのではない。「反省しましょう」といっている。

【本城会長】

悪いといっているように聞こえる。反省する・しないといった問題も含めて、今問題提起をしているわけである。そこをよく理解してから発言してほしい。正副会長として「よい」といっているわけではないことは冒頭にも説明した。本日この議題を自分が仕切っているのは、そういったことがあるためである。そこだけ理解してほしい。

【宮崎委員】

承知した。

【村田委員】

ここで行っていることについても、より深く吟味していくプロセスは非常に重要だと思う。調査活動といったことも、非常に重要だと思う。

実際、自分が最初に地域活動支援事業の審査・採点をした際、直感的に支援の対

象にふさわしいかどうかとを感じる事業が割とあったような印象を持っている。そのため、本当の意味で自主的な活動に対して地域活動支援事業はどうあるべきか、もっと深める必要があると思っており、問題意識はある。

【茂原委員】

前回の会議で、澁市副会長が提案者である自主的審議に係る提案が2件出された。諮問審議に関する提案については、採決の結果、賛否同数であった。そのため、議長裁定により自主的審議事項としないことに決した。それはそれでルールなのでよいと思う。

そして今議論している地域活動支援事業に関する提案については、採決の結果、賛成多数で自主的審議事項とすることに決した。それを今更、審議する・しないといった話はないのではないか。

【吉田委員】

先ほど小川委員も発言したように、地域活動支援事業の審査・採択を行うことについては分かっている委員になっているので、これについては議論しなくてよいと思う。

【浦壁委員】

会長や他の委員の預かり知らぬところで、こういった文書を副会長名で出したこと自体が一番の問題だと思う。内容的には自分も納得・理解できるところも多いが、書き方として「私の考えを示しました」「私に報告してください」「私個人」「一市民として」と記載されている。澁市副会長の、一市民としての訴え・質問書になっていると思う。行政に対して、このような文書を副会長名で提出することは正式にどうなのか。市としてこのような文書が出た場合、どのように取り扱うのか事務局に確認したい。簡単に撤回するといった問題ではないと思う。

【本城会長】

各委員の意見をいただいたので、澁市副会長より意見を求める。

【澁市副会長】

貴重な意見、お叱りを感謝する。確かに指摘のとおり、これは前回の会議で自主的審議事項として取り上げられ、もう私個人から離れたものである。地域協議会として立ち回らなければいけなかったことを忘れて、頭の中にどうしてもこのことが

残っていたため書いてしまった。会長あるいは副会長、事務局に何ら相談もなく、年末・年始であったため提出してしまった。全く私の過失である。ここに陳謝する。

【本城会長】

自分は会長の立場であり話すことはできないが、地域協議会のあり方や地域自治区については、現在、市議会でも盛んに議論されている。そのため地域協議会で議論すべきテーマなのかといったことを整理すると、12月の市議会の総務常任委員会で、地域協議会のあり方についてかなり議論されている。さらに12月の一般質問でも、28区の地域協議会になってすでに10年が経過しているが、地域がどうあるべきか、市長が議員の質問に答弁されている。

澁市副会長の問題提起として自分たちも受けとめるが、これを地域協議会で揉む・議論する・市から回答をもらうといったやりとりについては、馴染まないのではないかというのが自分の率直な思いである。

いろいろと委員の意見を聞き、多く出た意見としては、現段階では地域協議会として地域活動支援事業の審査・採択をすることについては「よしとする」と受けとめた。一部の委員からは現状に対する問題も指摘されたが、自分とすれば、そのように意見の一致を見たのではないかと考え、この取り扱いについて、むしろ諮ったほうがよいと思っている。またこれを続けていくことになればどんどんと時間が経過してしまう。次の問題の議論をしなければならないので先送りは避けたい。この件は従前どおり、高田区地域協議会が審査・採択していくことを確認したいと思っている。

【杉本委員】

本城会長や他の人が出ていって、澁市副会長の質問書を取り下げると面倒が起きると思うので、先ほども意見があったように澁市副会長が自治・地域振興課長のもとに出向いて、「取り下げます」と穏便に済ますのがよいと思う。

【澁市副会長】

皆さんの示唆に従って自分で出向いて取り下げたいと思う。

【本城会長】

澁市副会長よりこのような申し出があった。この問題についてはそのような形で受けとめてよいかを諮り、委員の了承を得る。

では、高田区地域協議会において令和3年度の地域活動支援事業の審査・採択を行うことについては、決定事項とする。

【富田委員】

今ほどの澁市副会長の発言は、自治・地域振興課長に提出した質問書を撤回するというだけではないのか。自主的審議事項については却下するとはっていないのではないか。

【澁市副会長】

自分にはその権限はない。皆さんに預けている。

【富田委員】

先ほど茂原委員が、前回の会議で採決し自主的審議事項に決定したため、もう議論はできないといった。すでに決定したことだとの発言があった。

【本城会長】

これ以上、高田区地域協議会として協議する内容は無い。条例や制度的なものについては高田区のみならず、28区に関わる問題でもある。そういったことについては、別のステージ、先ほども発言したように市議会でも議論されているところである。むしろそういった議論を、我々が注視をしていくしかないのではないかと考えている。地域協議会のレベルで議論し、市のやり方を質すということではないと考えている。できることであれば、この自主的審議事項については本日で終了としたい。

【富田委員】

これは高田区地域協議会だけの問題ではなく、28区の地域協議会全体の問題であるため、ここでは議論しないということで上にあげることでよいか。

【本城会長】

上げるのではなく、別なところで議論してもらおう。市としても地域協議会のあり方について、再検証するとの答弁を12月の市議会で行っている。地域協議会での議論のレベルではなく、市の対応に自分たちは注目をしていきたいということである。そのため、高田区地域協議会の自主的審議事項にはしないということである。そういったことを「決めましょう」と提案し、同意をいただいたということである。

【富田委員】

ルールの的にそういったことはできるのか。一度自主的審議事項になったのを却下するということか。

【本城会長】

そのため、「審議は終了としたい」と発言した。前に進まずに、話が戻ってしまうような発言は控えてほしい。

【富田委員】

本日議論をして、これは高田区地域協議会の議論ではない。今、市でも議論をしているため市に任せることとし、高田区地域協議会ではもう審議をしないということか。

【本城会長】

そういうことで総括的にまとめたい。

以上で次第3議題（3）自主的審議事項「高田区地域協議会における地域活動支援事業の審査採択等を行うことの見直しについて」を終了する。

—次第3議題（4）令和3年度地域活動支援事業 採択方針等の検討について—

【本城会長】

次に次第3議題（4）「令和3年度地域活動支援事業 採択方針等の検討について」に入る。

令和3年度地域活動支援事業の募集要項、審査・採択のルール等の検討にあたり、委員に意見を求めたところ、資料No.5「令和3年度地域活動支援事業の審査・採択のルールに関する意見について」のとおり、6人の委員より意見が提出された。本日は時間の都合により協議する時間がないため、臨時の会議を開催し、続きを行いたいと思っている。日時等について事務局より説明を求める。

【堀川センター長】

- ・ 資料No.5に基づき説明
- ・ 臨時の地域協議会の日時等について説明

（2月8日（月） 午後6時30分から 福祉交流プラザ第1会議室）

【本城会長】

事務局の説明のとおり臨時の地域協議会を開催してよいかを諮り、委員の了承を得る。

【富田委員】

当日配布資料A「上越市地域活動支援事業 募集要項」の、①「募集期間」について、この意見は削除してほしい。これは自分が全くの初心者でわからなかったため意見を出したが、予算上できないことがわかった。

【本城会長】

富田委員の意見は取り下げとする。

以上で次第3議題（4）「令和3年度地域活動支援事業 採択方針等の検討について」を終了する。

—次第3議題（5）高田区地域協議会への諮問について—

【本城会長】

次に次第3議題（5）「高田区地域協議会への諮問について」に入る。

前回の会議での協議を踏まえ、正副会長で市宛ての要望書案を作成した。

資料No.6「諮問審議に関する市の十分な説明を求める要望について（案）」の内容について意見のある委員の発言を求める。

【西山委員】

文章はよいが、上から2行目に「高田区地域協議会に諮問する際」との記載がある。これだと「高田区地域協議会だけは」となってしまう。諮問であれば、上越市全区の地域協議会に諮問する際は、これくらいしっかりとやってほしいという内容であればよいと思うが、この文言だと高田区地域協議会だけに特化しており、「高田区だけはしっかりとやってほしい」との捉え方をされてしまうかもしれない。

【堀川センター長】

上越市地域自治区の設置に関する条例第7条に、地域協議会が意見を述べるができるのは、同じ区内のことに定められている。そのため、ここはあえて「高田区地域協議会」としている。

【本城会長】

正副会長案のとおり市に発出してよいかを諮り、委員の了承を得る。

また、発出日については正副会長に一任としてよいかを諮り、委員の了承を得る。

以上で次第3議題（5）「高田区地域協議会への諮問について」を終了する。

—次第3議題（6）令和2年度 地域協議会の活動計画について—

【本城会長】

次に次第3議題（6）「令和2年度 地域協議会の活動計画について」に入る。澁市副会長より説明を求める。

【澁市副会長】

- ・資料No.7に基づき説明

【本城会長】

今ほどの説明に質問のある委員の発言を求めるがなし。

以上で次第3議題（6）「令和2年度 地域協議会の活動計画について」を終了する。

—次第4 事務連絡—

【本城会長】

次に次第4「事務連絡」について事務局より説明を求める。

【堀川センター長】

- ・次回の協議会の日程連絡
- ・第12回地域協議会：2月 8日（月） 午後6時30分から 福祉交流プラザ
- ・第13回地域協議会：2月15日（月） 午後6時30分から 福祉交流プラザ
- ・第14回地域協議会：3月15日（月） 午後6時30分から 福祉交流プラザ
- ・令和2年度高田区地域協議会 活動報告会：3月8日（月） 午後6時30分から 福祉交流プラザ
- ・配布資料の説明
 - ・高田区地域協議会だより 第44号

- ・令和2年度地域活動支援事業（高田区）2月の催し等予定表
- ・ウィズじょうえつからのお知らせ（チラシ）
- ・地域活動フォーラムの案内（チラシ）
- ・上越市創造行政研究所からの配布物（2部）
- ・（小川委員より）町家活用セミナーと無料相談会 案内チラシ

【本城会長】

今ほどの説明に質疑を求めるがなし。

全体をとおして質問等を求める。

【富田委員】

自分はこの1か月間で2010年に地域協議会を立ち上げてからの地域協議会だよりを今回の第44号まで、すべて読んだ。非常に素晴らしい活動である。

先ほど本城会長より「市が地域協議会についてどのように考えているのか、いろいろと議論している」とあった。この地域協議会も主体的に動くということで、諮問事項や自主的審議事項、地域活動支援事業がどうなったのか、そういった総括を本音で話し合うことが重要だと思う。

高田区では諮問事項を60件行っている。そして自主的審議事項を15件行っている。本当に中身のあるものだと思う。それを委員が見て「これがこうなっている」

「このようになった」といったことをいろいろと議論をし、そして地域協議会として「こういうことをやります」「こうでした」とさらに活性化するために、こういうことをしたい」といったことを話し合ってはどうか。先日の意見交換会がそういったものだったと思うが、そういった場があれば、もっとよいのではないか。

【本城会長】

意見として承っておく。

【杉本委員】

今般は大豪雪で大変だった。ずっと見ていて、何でこんなにもたもたしているのかと思うことがたくさんあった。ぜひ、今回の豪雪に対する取り組み方がどうだったのか、市として検証してもらいたいと思っている。

その一環として、市の担当者から地域協議会に来てもらい、豪雪に対してどういう取り組みをしたのか、現時点で不十分だったことがどういったところで、これを

どうしようとしているのか話を聞く機会を設けてもらいたいと思っている。

【本城会長】

自分もそういったことは考えており、高田地区町内会長協議会の会長にいろいろと意見を聞いた。地域協議会でもそういった話が出るのではないかと考えていた。

高田地区町内会長協議会としては、ようやく排雪作業が終了したが、まだこれから第2波・第3波が来るかもしれない状況の中では、市もおそらく全体の総括をするにはまだ至っていないだろうと考えているようである。

またもう1つとしては、議会对応があるだろうということである。まもなく3月議会が始まるが、その中でおそらく市の豪雪対策に対する教訓や問題点等が整理されるだろうと考えているようである。

高田地区町内会長協議会としても、高田地区において多くの苦情を聞いているが、今の段階ではそういった検討をしているいとまがないのではないかと考えているようである。

高田区地域協議会の自主的審議事項のテーマとしても悪くはないが、今の段階では、もうしばらく市の対応を見ることにしてはどうかと考えている。今ほどの提案については、タイミング的に時期尚早のような感じがする。自分はそのように受けとめているが、決して悪いことではないため、機会があれば改めて報告をいただくとした方がよいと思っている。

また町内会長とも連携をしながら、高田地区町内会長協議会と高田区地域協議会で近々話し合いの機会を設けたいと考えており、共通テーマとして取り上げていったほうがよいのではないかと考えている。地域協議会が先に行うのではなく、そういった会と連携して意見があれば上げる、あるいは市から状況を聞くとしてもよいと思う。

【杉本委員】

今すぐといった話ではない。今回の一斉雪おろし・排雪に関わる費用の分担がある。各世帯が「間口1メートル当たり幾ら」の費用を支払うが、状況からするとその計算が4月にずれ込むような感じである。その頃になると大分、市も落ち着いていろいろな話ができるのではないかと考えている。そのため、3月議会が終了した4月頃にできればと思っている。あまり夏になると雪のことを忘れてしまうため、

しかるべき時に機会を持ってもらえればよいと思っている。

【本城会長】

そのように受けとめ、改めて正副会長で協議をしたいと思う。

【富田委員】

杉本委員が発言したように豪雪について、ただ「こういうことをやってください」だけでなく、何を審議するのかということが、しっかりと明確になって欲しいと思う。説明を聞くだけなら、自主的審議事項ではないと思う。

【本城会長】

いろいろな意見があるが、この地域協議会として取り上げるべき課題と、市議会・市が取り上げるべき課題というものがいろいろとある。そういったことを、自分たちの立場をわきまえて、取り扱っていきたいと思っている。

ただ、先ほど杉本委員が発言したように、市で今回の大豪雪の教訓がまとまった際には、地域協議会にも説明をいただきたいと思う。当然、市議会を通じて明らかになると思うが、地域協議会としても機会があれば今後のために説明を聞くことは必要だと思うため、そのように取り扱いたいと思う。

- ・会議の閉会を宣言

9 問合せ先

自治・市民環境部 自治・地域振興課 南部まちづくりセンター

TEL: 0 2 5-5 2 2-8 8 3 1 (直通)

E-mail: nanbu-machi@city.joetsu.lg.jp

10 その他

別添の会議資料もあわせて御覧ください。